農業経営に関する金融上の措置 の改善のための農業改良資金助成法等の一 部を改正する法律

(農業改良資金助成法の一部改正)

第 条 農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法

第一 条 中 (当該資 金 の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。) の貸付 けを

行う都道府県に対し、 政府が 必要な助成を行う制度を確立し、 もつて」 を 「の融 通に関する措置を講ずる

ことにより、」に改める。

第三条を次のように改める。

(公庫が行う貸付け)

第三条 株式会社日本政策 金融 公庫 又は沖縄 振 興 開 発 金融公庫 (以下「公庫」と総称する。) は、 株式会

社 日 本政策 金 融 公庫 法 (平成十九 二年法律 第五十七号)第十一条又は 沖 縄 振 興 開 発金融 公庫 法 (昭 和 匹 干

年法律第三十一号)第十九条第一項、 第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほ

七

か、次に掲げる業務を行うことができる。

農 業者 又はそ \mathcal{O} 組織する団体 (次号に お į١ て 「農業者等」という。) に対し、 農業改良資 金 一の貸付

けを行うこと。

農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関 (農業協同組合法 (昭和二十二年法律 第百

三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の 事業を併せ行う農業協同 組 合若 しくは農業協 同 組 合 連合

会又は銀行 その 他 \mathcal{O} 金 融機関で政令で定め るも 0) を ζ`\ う。 第八条第二項 に お 7 て同 ľ に 対 当

該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により株式会社日本政策金 融 公庫 が行う同項各号の貸付けについ ての株式会社日本政策金

融 公庫法第十一条第一項第六号、 第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、 第四十一条第二号、 第

五十三条、 第五十八条、 第五十九条第一項、 第六十四条第 一項第四号、 第七十三条第三号及び 別表第二

第九 号 0 規 定 \mathcal{O} 適 用 につい · ~ は、 同 法第 + 条 第 項第六号中 「除く。 _ とあ るの は 「除く。 及び

農 業改 良 資 金 融 通法 第三条第 項に 規定する 〜る業務_ と 同 法第十二条第 項中 同 項 第 五. 号」 とあ る \mathcal{O}

は 「農業改良資金融通法第三条第一 項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、 同法第三十一条第 掲 資 + 法 農業改 げげ 第 あ 項 金 第 条 第 る資 る 融 五. 同 十三条中 項 \mathcal{O} 通 第五 号 金 法 良 は $\overline{\mathcal{O}}$ 第 資 口 項第五号」と、 貸付 号」 三条 金融 第 別 同同 とあるの け 第 表 匹 通 頂第五 法 \hat{O} + 第 項」 業務」とあ と 第 条第二号及び と、 同 号 は 一号 同 法 同 第五 とあ に 同 法 いるのは 第七十三条第三号中 法第三条第一 法 掲 十八条及び るの げ 別 第六十四 る業 表 第 は 一、 務 二第 「農業改 別 又 表第一 第五· は農業 条 項に規定する業務並 九 号中 第 良資 + 第一 項 九 改 又 「第十一 (金融) 条第一 第四号中 良 号か 資 は 別 通法第三条第一 金 条」 項中 ら第十四号まで 表 融 第 通 又 び とあ 法 [کی に第十一 第 は 第 る \mathcal{O} 別 号 法律」 条 表第二 \mathcal{O} 項に規定す か は 第 条第一 0) 5 第十 とあ 下 第二号に 第 項 . 欄 + に 項第五号」 に る 規 兀 0 掲 号 条 る業務並 定す は げ 及 掲 ま る資 げ で 75 る この ,る業; 農 業 \mathcal{O} 金 業 務 下 U 0) 改 法 に 欄 貸 同 لح 良 第 12 律

 \mathcal{O} 法 第 適 第 用 十二条 項 に \mathcal{O} 0 O規 1 二第 定に 7 は ょ 項 ŋ 同 沖 法 第 縄 第 号、 + = = 振 興 条 第十 開 発 の 二 金 九 一第二 融 条 第 公 項 庫 項 が 第 第 行う同項各号の貸付けに 号及び 八号、 第三十二条第二 第三十二条第 つい 項 項 及 中 び て 第三十 0) 沖 \mathcal{O} 縄 法 律 九 振 条第三 興 開 لح あ 発 号 金 る 融 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 公庫 は 定

3

法

農業改良資

金融通法」

と、

同法第十

九条第一

項第八号中

 $\bigcup_{i=1}^{n}$

業務」

とある

 \mathcal{O}

は

 $\bigcup_{i=1}^{n}$

業務

及び

付

け

 \mathcal{O}

業

務

又

は農業改

良資金融

通法第三条第一

項に規定す

る業務」とする。

農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、 同法第三十九条第三号中 「又は附則第五条 の業

務」 とあ る \mathcal{O} は 「若しくは附則 第五条の業務又は農業改良資金融 通法第三条第 項に規定する業務」 لح

する。

第四条を削る。

第五 条の見出し中 「償還期間」 を 「償還期限」 に改め、 同条第一項中 「貸付金」 を 「前条第一 項第一号

の貸付け」に、 「償還期間」 を 「償 還期限」 に、 「含む。)は、」 を 「含む。 第八条第一 項に お 7 て 同 じ

は」に、 「次項」 を「以下この 条」 に、 「を超えない 、範囲内 で政令で定め る期間とする」 を 以以

据置 |期間は三年 (特定地域資金にあつては、 五年) 以内で公庫が定める」に改め、 同条第二項を削り、 同

条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸付けの申込み)

第五 条 第三条第一項第一 号の貸付けを受けようとする者は、 申込書に次条第一 項の認定に係る農業改良

措置に関する計画を添えて、公庫に提出しなければならない。

第六条を削る。

第七条の前 の見出 しを削り、 同条第一項中 「貸付金」 を 「第三条第一項第一号」に改め、 同条を第六条

同 条 \mathcal{O} 前 に見出しとして _ (貸付資格の認定) を付し、 第八条を第七条とし、 同 条の 次に次 \mathcal{O}

条を加える。

(融資機関が行う貸付け)

第八条 公庫 が行う第三条第一項第二号の貸付けは、 無利子とし、 その償還期限は十三年以内、 据置 期間

は六年以内で公庫が定める。

2 第四 条か 5 が前条ま での 規定は、 融資機関が行う第三条第一項第二号の農業改良資金 の貸付けについて

準用する。

第九条を次のように改める。

(政府が行う利子補給)

第九 条 政 府 は 公庫が第三条第一項各号の貸付けを行うときは、 会計年度ごとに、政令で定めるところ

により、 当該貸付けについての利子補給契約 (利子補給金を支給する旨の契約をいう。) を公庫と結ぶ

ことができる。

2 前 項に規定する利子補 ii 給契約 に により政 府が 利子補給金を支給することができる年限は、 当該利子補 給

契約 をした会計年 度以 降 +五. 年 度以内とする。

3

政府

は、

第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、

利子補給金の総額が予算で定める金額を

超えることとならないようにしなければならない。

4 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金 の額は、 当 該 1利子補 給契

約 に お 7 て定め る利 .子補: 給 金の支給に係 る期間ごとに、 当該利子補給契約 に係る貸付 け 0) 各貸 付 残 高

当 該 貸付 残 高 が、 当該 貸付 け \mathcal{O} 条 件 に従 1 償還され るもの とした場合に お ける計 算上 \mathcal{O} 貸 付 残 高 を 超 え

るときは、 その計算上の貸付残高) につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水

産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

第十条から第十七条までを削る。

附 則第二項 を 削 り、 附 則 第 項 0) 項 番号を削る。

農業経 営基 盤 強 化 促 進 法 \mathcal{O} 部 改 正

第二条 農業経営基盤強化促進法 (昭 和五十五年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第三十八条」 を 「第三十七条」 に、 「第三十九条」 を 「第三十八条」 に改める。

第三十五条を削

第三十六条中「第三十四条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、 第三十七条を第

三十六条とし、 第三十八条を第三十七条とし、第六章中第三十九条を第三十八条とする。

_ 同項中

(政府が行う利子補給等)」

に改め、

国」

を

「政

府」に、

「株式

附

則第八項

の前の見出しを

会社 日 L本政策: 金 融公庫 及び 沖縄! 振 興 開 発 金 融 公庫 が行う無利子の貸付けに要する資金 0) 財 源 に 充てるため

株 式 会社 日 本政 策 金 融公庫及び 沖 縄 振興 開 発金 融 公庫 に対し、 無利子で、 必要な資金 の貸付 けをする」

を 「株式会社日本政策金融公庫又は沖縄 振 興開発金融公庫 (以 下 「公庫」と総称する。) が 無利子の貸付

けを行うときは、 会計年度ごとに、 政令で定めるところにより、 当該貸付けについての利子補給契約 **(利**

子補 給金を支給する旨 の契約をいう。 を公庫と結ぶ」に改める。

附 訓第· 九項 んを次の ように改 らめる。

9 前 項に規定する利子補 給契約に により 政 府が 利子補給金を支給することができる年限は、 当該利子補給

契約をした会計年度以降二十七年度以内とする。

附則に次の三項を加える。

10 政 府 は、 附 則 第 八 項 \mathcal{O} 規定により)利子補 :給契: 、約を結ぶ場合には、 利子補給金 \mathcal{O} 総額 が予算で定め る金

額を超えることとならないようにしなければならない。

11 附則 第八項の規定により結ば れ る利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、 当該 **科子補**

給契約 に お V て定める利子補給金 並の支給 に係る期間ごとに、 当該利子補給契約に係る貸付け の各貸 付 残

高 (当該貸 付 残高 が、 当]該貸付 け O条件 に 従 ** \ 償還されるものとした場合に お け る計算 Ĺ $\overline{\mathcal{O}}$ 貸 付 残 高 を

超 えるときは、 そ \mathcal{O} 計 算上 の貸付 残 高) に つき当該 貸付 けに必要な資 金 \mathcal{O} 調 達 に に係る金 利を考慮 7

林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則 第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、 据置期間は十年以内で公庫が定める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三条 農 業 信 用 保 証 保 険 法 (昭 和三十六年法律第二百四号) *(*) 部を次 のように改 正する。

第二 条第三 一項第二 号中 「農業改-良資 金助 成 法 を 「農業改 良資 金 融 通 法 に 改 8

第十一条第二号中 「及び就農支援資金」 を削り、 同条中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第

一号の次に次の一号を加える。

三 就農支援資金に係る債務の保証の業務

第六十六条第一項中 一農 林 中 央 金庫及び」 を削り、 「農林中央金庫等」を 「融資保険対象者」に改め、

同項に次の二号を加える。

三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第六 + 八 条 から第七十条までの 規定中 「農林· 中 央金庫等」 を 融資保険対象者」 に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公 布 \mathcal{O} 日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日 か 5 施行 する。

第三条中 -農業信 用 保 証 保険法第六十六条第一 項及び第六十八条から第七十条までの改正 規定並 びに附

則第十四条の規定 公布の日

第二条中 農業経営基 盤 強化促 進 法 附 則第 八 項 及び第一 九 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 びに 同 法 附 則 に三項 を加 え る改

正 規 定 並 び 12 附 則 (第三条) 及 び 第 九 条 \mathcal{O} 規 定 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起算 L て二月を超え な 1 範 井 内 に お 1 て 政

で定める日

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前に貸 し付 け られた農業改良資金 第一 条の規定による改正前 の農業改良資金 一助成

法 (以 下 旧 農 業改 良 資 金 皷 成 法 という。 第二条 に 規定する農業改良資 金を 7 う。 以 下 同 及び

 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 慢業: 改 良資 金 助 成法第七 条第 項 \mathcal{O} 認 定を受け た者 (第 匝 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前

 \mathcal{O} 例 に よりこ 0) 法 律 \mathcal{O} 施行 .後に認定を受けた者を含む。) に対してこの法律 \mathcal{O} 施 行後に行 わ れ る農業改良

資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 (T) 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に 旧 農 業改良資 金助 成法第三条第二項 \mathcal{O} 規定により貸し付 け 6 ħ た 融 資 機 関 同 項に

規 定す Ś 融 資 機 関 を 1 う。 以下同 ľ に 対する貸付 金 及 T 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ n 農 業 改

良 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け \mathcal{O} 業務 を行 う 融 資 機 関 に対してこの 法律 \mathcal{O} 施 行 後 に 行 わ れ る当 該 に業務に 必 要な変 資 金 \mathcal{O} 貸 付

けについては、なお従前の例による。

3 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 成業 改-良資 金 助 成 法第三条 の規 定に より貸 L 付 け 6 れ た 都 道府! 県 12 対 する貸付 金

については、なお従前の例による。

4 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に され た旧農業改良資 金助 成法第七条第 項の 認定の 申請で あって、 この 法律 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O} 際、 認定をするかどうか の処分がされて 7 ない ŧ のに っつい ての 都道 府県知 事 \mathcal{O} 認定につ ١ ي ては、 な お 従

前の例による。

5 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に 都 道 府県 が 旧 農業改 良資 金助 成 法第三条 に規・ 定す うる事 ,業 \mathcal{O} 全 王部を廃. 止 L た場 合 に お

け る 政 府 \mathcal{O} 納 付 金 \mathcal{O} 納 付 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

6 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 E 旧 農業改良資 金助 成法 :第三条に規定する事業を行って 7) 、る都が 道 府県 は \mathcal{O} 法

律 \mathcal{O} 施 行 後 に お いて第一項若 しく は 第二項 0 規定により なお 従 前 \mathcal{O} 例 によることとされる貸付 け $\stackrel{(}{\mathcal{O})}$ 事 業 を

行 わ な 1 とき又は当 「該貸付 け \mathcal{O} 事 業を終了 L たときは、 政令で定めるところにより、 旧 農業改 良資 金 助 成

法 第 十六 条 第 項 旧 農業 改 良資 金 助 成 法 附 則 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り適用する場合を含む。) 0 規定 0 例 に

ょ n 算 定 L た 額 \mathcal{O} 納 付 金 を 政 府 に 納 付 L な け れ ば な 5 な

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に貸 し付け け 6 れた第二条の 規 定による改 Î 前 の農業経営基盤強 化 促進 法附 則 第八

項 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 貸 付 金 に つい て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四 条 附則第二条第 項の 規定により なお 従前 の例によることとされる場合における農業改良資金に係 る

債 務 \mathcal{O} 保 証 \mathcal{O} 業務に関 する経理 に 0 ١ ر ての第三条の規定による改 正 後 0の農業! 信 用保証保険 法第十 条 \mathcal{O} 規

定 0 適 用 に 0 V て は 同 ·条第1 二号中 「農業改 良資 金 とあ るの は 「農業改力 良資 金 (次号 に . 規 定する t \mathcal{O} を

除 同 [条第] 三号 中 就 農支援資 金 とある る \mathcal{O} は 就農支援資 金及び農業 経営 に 関す る 金 融 上 \mathcal{O}

措 置 \mathcal{O} 改善 0 た め の農業改良資金 助 成法等 *の* 部を改正する法律 (平成二十二年法律第 号) 附

二条第 項 0 規定によりなお 従前 \mathcal{O} 例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

青 年 等 \mathcal{O} 就 農 促進 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸付け等に関する特 |別措| 置法 \mathcal{O} 部 改 Ē

第五 条 青 年 等 \mathcal{O} 就農 促 進 0 ため 0) 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け 等 に関 する特別措置 法 (平成七: 年法律第二号) 0) 部を次

のように改正する。

第十九条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

則

第

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条第一項中 「農業改良資 金助成法」 を 「農業改良資金融 通 法 に、 (同 [法第五] 条第 項 を

(同法第四条」に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 償還期間 (据置期間を含む。) は、 同法第五条第一項の規定にかかわらず、 +

二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を 「についての同法第四条 (同法第八条第二項におい 、て準用

する場合を含む。) 0) 規定の適用については、 同法第四条中 十年 (地勢等 0 地理的条件が悪く、 農業 $\widehat{\mathcal{O}}$

生産 条件 が 不 利 な地域 として農林 水 **派産大臣** が指定するも 0 に おい て農業改良措置を実施 す るの に必要 な資

金 (以下この条にお 1 7 「特定地 域資金」という。) にあつては、 十二年) _ とあ るの は

三年 (特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは 「五年」」に改め、 同条第二項を削り、 同 条を第

二十一条とし、 第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条と

する。

(持 続 性 \mathcal{O} 高 い農業生 一産方式 の導 入の 促進 に関する法律 \mathcal{O} 部改正

第六条 持 続 性 \mathcal{O} 高 1 農業生産方式 の導入の 促進に関する法律 (平成十一年法律第百十号) の一部を次のよ

うに改正する。

第六条 の見 出 し中 「農業改良資 金助 成法」 を 「農業改 良資金融 通法」 に改 め、 同 条中 「農業改良資 金 助

成法」 を 「農業 改 良 資 金 融 通 法 に、 「第 五. 条第 項 を 第四 条 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 償 還 期 間 据 置 期 間 を含む

は、 同 項 \mathcal{O} 規定 に かかわらず、 十二年を超えない範囲 内で、 その種類ごとに、 政令で定め る 期 間 を

てに つい て 0) 同 法第四条 (同法第八条第二項において準用する場合を含む。 0) 規定の適 用に つ て は

同 法 第四 条中 十年 (地 勢等 \mathcal{O} 地 理 前 条件が悪く、 農業 \mathcal{O} 生産条件 が 不 利 な地 域として農 林 水 産 大臣 が 指

定す Ś に t あ \mathcal{O} つて に お は、 1 て農業改 十二年)」 良措 とあ 置 を実 るの 施 は、 す Ź \mathcal{O} 「十二年」」 に必要な資 に 金 改める。 (以下この 条に お 1 て 「特定 地 域 資 金

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特 別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

第百一 二十四条第二項中 第三号を削 り、 第四号を第三号とし、 同 [条第四 項第二号中 「第百 二十七条第五 項

第 号 口 _ を 「 第 百二十 七 条第四 項 第 号 口 に 改 らめる。

第百二十七 条第 項 第 号 中 =を 削 り、 ホ をニとし、 をホとし、 1 を へとし、 同 . 項第 . 二号 中 ホ を 削 ŋ

へをホとし、 トからリまでをへからチまでとし、 同条第二項を削 り、 同条第三項中 「第一項第 号ホ」

とい

を 「前 項第一 号二」 に、 同 項第二号へ」 を 同 項 〈第二号ホ」 に改 め、 同項 を同条第二項とし、 同 条中第

兀 項 を第三項とし、 第 五 項 か ら第七 項 くまでを 項ず 0 繰 ŋ 上 げ

第百二十九条中 並 び に同項第三号及び第四号」 を 「及び同項第三号」 に改める。

附 則第四十条第二項中 「第百二十七条第七項」を 「第百二十七条第六項」 に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附 則 第二 一条第一 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる場合に お ける貸 付 金 0 償 還 金 (同

五. 項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる場合にお け る 納 付 金 及 び 同 条第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に よる

納 付 金を含む。 に関する経理は、 特別会計に関する法律第百二十四条第 項 0 規定に カン かわらず、 食料

安定供給特別会計において行うものとする。 この場合における前条の規定による改正後の特別会計 関 す

る法 :律第百二十七条第一 項 第 一 号の規定の適用に ついて は、 同号中 附属 羅収入」 とあるのは

農 業 経経 営に 関 する金融 上の措置 の改善のための農業改良資金助成法等の 部を改正する法律 (平成二十

附属雑収入

二年法律第

号) 附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付

金 $\overline{\mathcal{O}}$ 償還金 (同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六

項の規定による納付金を含む。)

とする。

•

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項を削る。

中 小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の 部改正)

第十条 中 小 企業者と農林漁業者との 連 獲に よる事業活動 0 促進に関する法律 (平成二十年法律第三十八号

)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中 「農業改良資金助成法」 を「農業改良資金融通法」に、 「第三条第一項」を

第三条第一項第一号」に改める。

改め、 进 二号」 良資 農業者等」 に、 内で政令で定める 第 (金助: +に、 同 成法」 条 条 \mathcal{O} 第二 という。)」」 償 \mathcal{O} 「第四条中 還 見 を 項 期 出 中 間 L 「農業改良資金融 期間」 中 「農業改 据 「農 置 を を 農業者等」 業改 期 入良 資: 間 てに 「次号において 良 を含む。 つい 資 金 通法」 助 金助 とあるのは て 成 以下 法 成 \mathcal{O} に、 法 同 法第四条 同 を 「農業者等」という。)」」 ľ を 「第三条第 「農業改· _ 「農業改良資 認定中 は、 (同 S.良資: 法第八条第二項におい 同 項」を 小企業者」 金融 項 金 \mathcal{O} 融 規 通 法 定に 通 「第三条第一 法 と、 に、 か に、 に か 同法第八条」 わら 改 第五 め、 「同条第二項」 ず、 て準用する場合を含む。 項第一号」に、 条第 同 十二年 条第 を 項」 · を 超 項中 「第七条」 を を え 同 一農 以下 第 な 項 業改 兀 1 に 第 範 条

資 地 お 金 7 \mathcal{O} 域として農林 規定 に 7 あ 特 って の適用については、 定 は 地 水産-域 五 資 大臣 年) 金 とい が指定す とあ . う。 同法第四条中 る 0) るものに に は 五 あつては、 年」」 お 「十年 (1 て農業改良措置を実 十二年) に改め、 (地勢等の _ 同 とあ 条第三 地理的条件が悪く、 る 施す 項 0) を削 は るのに必要な資 「十二年」と、 る。 農業の 金 生産条件が 三年 (以下この (特定地域 不 条に 利 な

第十二条第二項中 「償還 つ期間 」 の 下 に 「(据置 期間を含む。 以下同じ。)」 を加える。

農 林 漁業 有 機 物 資 源 のバ 1 才 燃料 \mathcal{O} 原材 料料 とし て \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促進 に 関 はする法律 律 0 部改 正

第十 農 林 漁 業 有 機 物 資 源 \mathcal{O} バ 1 オ 燃料 \mathcal{O} 原 材 料 とし 7 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す Ź 法 律 伞 成二十年 法 第

四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出 し中 「農業改良資金助 成法」 を 「農業改良資金融通法」 に改め、 同 条中 「農業改良資 金助

成法」 を 「農業改良資 (金融) 通法」 に、 \neg (同 法第五条第 項」を _ (同 法第四句 「 条 」 に、 $\overline{\mathcal{O}}$ 償 還 期 間 猪

置 期 間 を含む。 次条 及 び 第十年 条 に お 1 て同じ。 は、 同 法 第 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 にこ か か わ らず、 十二年 を 超

え な 1 範 囲 内 で 政 令 で 定 め る 期 間 を 一に つ **\ て \mathcal{O} 同 法 第 匹 条 (同 法 第 八 条第 項 に お 1 て 準 用 する 場 合

を含む。 0 規 流定の 適 用 に 0 いて は 同法 第四条中 十 车 (地勢等 \mathcal{O} 地 理的 条件 が き悪く、 農業 \mathcal{O} 生産 条件

が 不利 な地域として農林水産大臣が指定する ものに お いて農業改良措置を実施するのに必要な資 金 (以 下

この 条 たにお 7 て 特 定 地 域 資 金 という。) にあつては、 十二年)」とあるのは、 「十二年」」 に改める。

米 穀 \mathcal{O} 新 用 途 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第

九

条中

償

還

期

間

0)

下

に

(据

置

期

間

を含む。

次条に

お

į١

、 て 同

ľ

を加

゚゚゙える。

第十二条 米穀 \mathcal{O} 新用 途 \sim 0) 利 用 0 促進に関する法律 (平成二十一年法律第二十五号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

第 匝 条 第 項 第三号中 「農業改 良資 金 助 成 法 を 「農 業改 良資 金 融 通 法 に 改 8

第八 条の 見出 し中 「農業改良資金助 成法」 を 「農業改良資金融 通 法 に 改 め、 同 条第 項中 農業改良

資 金 助 成 法 を 「農業改良資 金融 通法」に、 「第三条第一 項中 0 法 律」 とあるのは この 法律 及 び 米

穀 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関す る法律」 と、 を 「第三条第一 項第一号中」 に、 「 以 下 一農 選者 を

次号に お 1 7 「農業 /| 者等」 に、 同 法 を 「「米 穀 \mathcal{O} 新 用 途 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関す る法 律 に 改 め、

第 八 条第 項 \mathcal{O} 認 定 製造 事 * 業者: 等 \mathcal{O} 下 に \neg (株式 会社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 が第一 一条第一 号 に 規 定す る中

小企業者に限る。 _ を加え、 同 法第二条第四 項 を 「米穀 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促進 に 関 す んる法律は 第二

应 項」 に、 「以下同 じ を 「次号にお ** \ て 同 じ に、 同 条第二項中 この 法 律 とあ るの は この

法 律 及 び 米 穀 \mathcal{O} 新 用 途 \sim \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に関する法 律 ٢, _ を 同 項 第二号中」 に、 第四 条中 農業

者 等 とあ る \mathcal{O} は 認定 製 造 事 業 者 等 と 同 法 第 八 条 を 第 七 条 に 改 め、 同 条 第 二項 中 農 業 改

良資 金 助 成 法 を 農 業 改 良 資 金 融 通 法 に、 第 五 条 第 項 を 「 第 四 条」 に、 \mathcal{O} 償 還 期 間 猪 置 期

間 を含む。 は、 同項 \mathcal{O} 規定にか か わらず、 十二年を超えない範囲 内で 政令で定め る期間 間 を っに つ 7 7

 \mathcal{O} 同法第四 条 (同法第八条第二項に おい て準用する場合を含む。) の規定の適用については、 同法第四条

中 十 宇 地 勢等 \mathcal{O} 地 理的条件が悪く、 農業 \mathcal{O} 生産条件 が 不 -利な地は 域として農林 水産大臣 が 指定する ŧ \mathcal{O}

に お いて農業改良措置を実施するのに必要な資金 (以下この条において 「特定地域資金」という。) にあ

つては、十二年)」とあるのは、「十二年」」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十三条 農林 水産省設置法 (平成十一 年法律第九十八号) の 一 部を次のように改正する。

第四 条第二十八号中 並 びに農業改良資 金 の貸付けについ ての 助成に関すること」を削る。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第四条まで及び第八条に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措

置は、政令で定める。